

特定非営利活動法人日本台湾青年會定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本台湾青年會という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民、特に次世代を担う若者に対して、台湾の歴史における「士紳精神（地域社会への奉仕や教育・芸術への私財提供を通じた貢献）」の啓発及び実践に関する事業を行い、社会教育の推進及び学術・文化・芸術の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 日台の架け橋となる人々の物語を広く伝える季刊雑誌事業
- (2) 日台交流と地域貢献を推進する社会奉仕活動事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～10人
 - (2) 監事 1人～2人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。また、必要に応じ1人の副理事長をおくことができる。

(選任等)

第13条 理事及び副理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長又は理事は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 21 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 寄附金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	許 少 峰
理事	林 伯 謙

同	鄭 惠 嬪
同	周 謙 旭
同	王 韋 中
同	張 琦 媛
監事	楊 立 寧

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 会員入会金 0 円
- 会員年会費 0 円

役員名簿

特定非営利活動法人日本台湾青年會

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長 理事	許少峰 林伯謙	[Redacted]	無 無
理事	鄭惠嬪		無
理事	王韋中		無
理事	周謙旭		無
理事	張琦媛		無
監事	楊立寧		無

設立趣旨書

1 趣旨

- **【活動の背景と課題】**

かつての台湾には、「ノブレス・オブリージュ（高貴なる者の義務）」に通じる「士紳（ししん）精神」という伝統がありました。自身の利益よりも社会や次世代への貢献を重んじる精神です。しかし、現代社会において、このような「公」への奉仕精神や歴史的な絆は希薄になりつつあります。

- **【法人が貢献する内容】**

当法人は、この「士紳精神」を現代に継承し、日台の若者が共に汗を流す地域清掃活動や、先人の歴史を伝える出版事業（季刊誌）を行います。これらの活動を通じて、次世代を担う若者に社会貢献の喜びと日台の友好関係を深める機会を提供し、公益の増進に寄与します。

- **【法人格が必要な理由】**

これらの活動を単なる個人の趣味や任意団体の活動にとどめず、安定的かつ継続的に実施していくためには、社会的信用を高め、透明性のある運営体制を構築する必要があります。よって、ここに特定非営利活動法人を設立するものであります。

2 申請に至るまでの経過

- **【動機と経緯】**

日本在住の台湾出身者および日本人の有志が集まり、先人たちが持っていた「社会奉仕の精神」を現代の若者にいかに伝えるかを議論してきました。その実践として、地域住民と連携した環境美化活動や、日台の架け橋となる情報発信の準備を進めてまいりました。

- **【設立の決意】**

今後、これらの活動を組織的かつ永続的なものとして発展させるため、法人化の必要性について合意形成がなされ、この度の設立総会開催および申請に至りました。

2026年 1月 19日

特定非営利活動法人日本台湾青年會

設立代表者

住所

氏名 許少峰

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027年 3月31日まで

特定非営利活動法人日本台湾青年會

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの方々にご覧いただくため、社会奉仕活動と季刊雑誌事業を積極的に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
日台の架け橋となる人々の物語を広く伝える季刊雑誌事業	日本で活躍している台湾人事業家及び歴史上において台日関係に貢献した人々を紹介する雑誌を刊行する。	(A) 2026年6月9月12月と翌年の3月の1日 (B) 当法人の事務所 (C) 2人	(D) 日本在住の台湾人及び台日関係に関心を持つ日本人 (E) 1200人	1000千円
日台交流と地域貢献を推進する社会奉仕活動事業	台日交流を深める活動として地域住民とともにゴミ拾い等の社会奉仕活動を行う。	(A) 2026年8月中旬 (B) 未定 (C) 50人	(D) 地元住民と参加した台湾人メンバー (E) 100人	250千円

2027 年度の事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人日本台湾青年會

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・初年度の事業で得た経験を検討し、社会奉仕活動と季刊雑誌事業の改善を積極的に行い、2027 年度の事業に応用する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
日台の架け橋となる人々の物語を広く伝える季刊雑誌事業	日本で活躍している台湾人事業家及び歴史上において台日関係に貢献した人々を紹介する雑誌を刊行する。	(A) 2027 年 6 月 9 月 12 月と翌年 3 月の 1 日 (B) 当法人の事務所 (C) 2 人	(D) 日本在住の台湾人及び台日関係に関心を持つ日本人 (E) 1200 人	1250 千円
日台交流と地域貢献を推進する社会奉仕活動事業	台日交流を深める活動として地域住民とともにゴミ拾い等の社会奉仕活動を行う。	(A) 未定 (B) 未定 (C) 50 人	(D) 地元住民と参加した台湾人メンバー (E) 100 人	500 千円

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2027年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 日本台湾青年會

(単位：円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1250000	1250000	
経常収益計			1250000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	50000		
施設使用費	30000		
印刷費	600000		
企画制作費	270000		
謝金	300000		
その他経費計	1250000		
事業費計		1250000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1250000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

2027年度 活動予算書

2027年 4月 1日から 2028年 3月 31日まで

特定非営利活動法人日本台湾青年會

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,750,000	1,750,000	
経常収益計			1750000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	50000		
施設使用費	330000		
印刷費	600000		
企画制作費	270000		
謝金	500000		
その他経費計	1750000		
事業費計		1750000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1750000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0